

西郷村地域防災計画

(風水害等対策編)

(平成27年1月修正)

西郷村防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針	1
第2節 防災活動目標	3
第3節 調査研究推進体制の充実	4
第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱	5
第5節 西郷村の概況	10
第6節 西郷村における災害	11

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実	13
第2節 防災情報通信網の整備	14
第3節 気象観測計画	15
第4節 災害予防対策	16
第5節 火災予防対策	20
第6節 建築物及び文化財災害予防対策	21
第7節 生活関連施設等災害予防対策	22
第8節 緊急輸送路等の指定	23
第9節 避難対策	24
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	25
第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策	26
第12節 防災教育	27
第13節 防災訓練	28
第14節 自主防災組織の整備	29
第15節 要配慮者対策	30
第16節 ボランティアとの連携	31
第17節 危険物等取扱施設災害予防対策	32
第18節 火山災害予防計画	33

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制	35
第2節 災害情報の収集伝達	43
第3節 通信の確保	46
第4節 相互応援協力	47
第5節 災害広報活動	48
第6節 消火活動	49
第7節 救急・救助活動	50
第8節 自衛隊災害派遣	51
第9節 避難対策	52
第10節 医療（助産）救護活動	55
第11節 水防活動	56
第12節 緊急輸送対策	57
第13節 警備活動及び交通規制措置	58
第14節 防疫及び保健衛生対策	59

第15節 廃棄物処理対策	60
第16節 救援対策	61
第17節 被災地の応急対策	62
第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理	63
第19節 生活関連施設の応急対策	64
第20節 文教対策	65
第21節 災害時要配慮者対策	66
第22節 ボランティアとの連携	67
第23節 火山災害対策	68
第24節 災害救助法の適用等	70
第4章 災害復旧計画	
第1節 施設の復旧対策	71
第2節 被災地の生活安定	72
第5章 大規模事故対策計画	
第1節 総則	73
第2節 航空災害対策計画	74
第3節 鉄道災害対策計画	76
第4節 道路災害対策計画	78
第5節 危険物等災害対策計画	80
第6節 大規模な火事災害対策計画	82
第7節 林野火災対策計画	84
第8節 原子力施設事故対策計画	87

第1章 総則

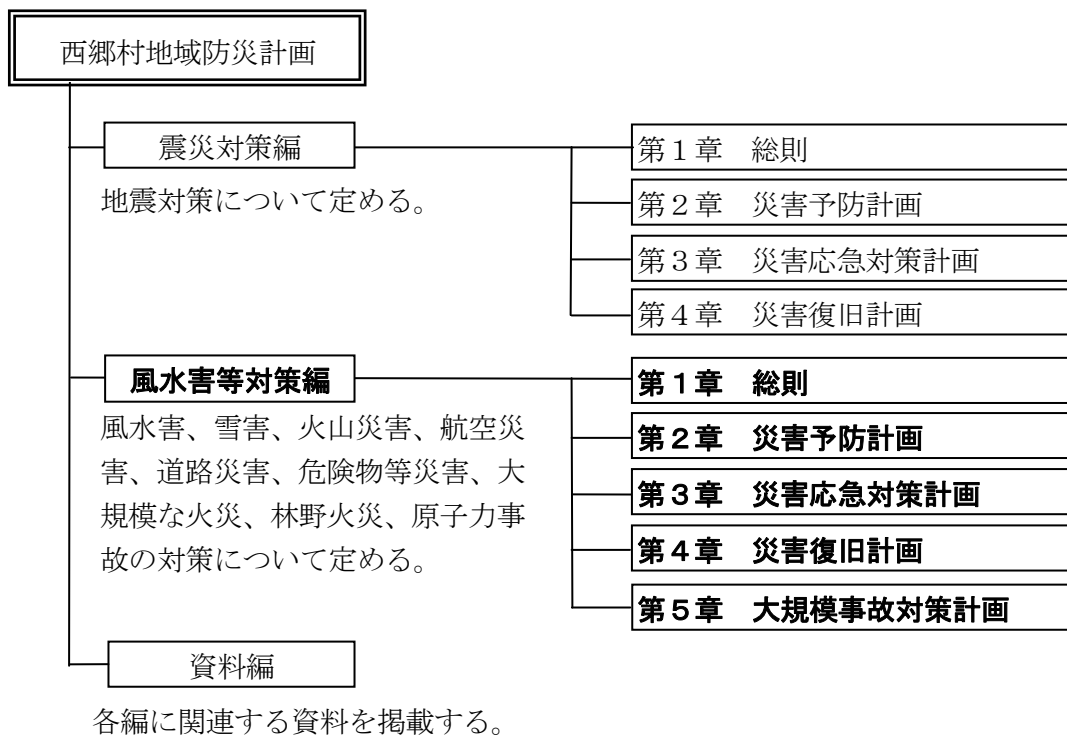
第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西郷村防災会議が作成する計画であり、県、村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。本編は、風水害等対策編である。



第3 計画の基本方針

本計画は、防災に関し関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備推進を図るものであるが、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、効果的な防災事業の推進を図る。

2 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

3 村民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、村民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域での自主的な防災活動に参加する。

4 防災施設、設備、資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

5 関係法令の遵守等

防災関係機関はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずる。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第5 他計画との関係

本計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、関連づけて作成しなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から防災に関する教育及び訓練を実施し、各種広報媒体を利用する等あらゆる機会をとらえ、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

第2節 防災活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対策	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第3節 調査研究推進体制の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等や震災の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に則して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

災害対策を効果的に推進するためには、西郷村の自然特性及び社会特性を把握するとともに、村は様々な災害の詳細情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災・東日本大震災及び平成10年8月末豪雨では、行政による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が認識された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で地域の防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

西郷村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を円滑に行えるように協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、西郷村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、西郷村、その他関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機関名称	事務又は業務の大綱
村	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災組織の整備及び育成指導 ② 防災知識の普及及び教育 ③ 防災訓練の実施 ④ 防災施設の整備 ⑤ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ⑥ 消防活動その他の応急措置 ⑦ 避難対策 ⑧ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑨ 被災者に対する救助及び救護の実施 ⑩ 保健衛生 ⑪ 文教対策

	⑫ 被災施設の災害復旧 ⑬ その他の災害応急対策 ⑭ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）	① 火災の予防 ② 災害の警戒 ③ 災害の防御 ④ 危険物の安全及び規制 ⑤ 救急、救助 ⑥ 災害情報の収集 ⑦ 自主防災組織の育成 ⑧ 防災思想の普及 ⑨ 災害応急対策
白河地方広域市町村圏整備組合	① 災害時のし尿処理及びごみ処理に関すること

2 県

機関名称	事務又は業務の大綱
県	① 防災組織の整備 ② 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ③ 防災知識の普及及び教育 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 防災施設の整備 ⑥ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑧ 緊急輸送の確保 ⑨ 交通規制、その他社会秩序の維持 ⑩ 保健衛生 ⑪ 文教対策 ⑫ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 ⑬ 災害救助法に基づく被災者の救助 ⑭ 被災施設の復旧 ⑮ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
東北農政局 （いわき地域センター）	① 災害時における主要食料の供給
東北地方整備局 （郡山国道事務所、福島河川国道事務所）	① 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ② 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ③ 洪水予警報等の発表及び伝達 ④ 水防活動の指導 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保 ⑥ 被災直轄公共土木施設の復旧 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

関東森林管理局(福島森林管理署白河支署)	① 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成 ② 災害復旧用材(国有林材)の供給
福島労働局(白河労働基準監督署)	① 工場、事業所等における労働災害の防止対策
仙台管区气象台(福島地方气象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 ② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備 ③ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知 ④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 ⑤ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力 ⑥ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施 ⑦ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

4 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊郡山駐屯部隊(第6特科連隊)	① 自衛隊災害派遣計画の作成 ② 災害時に実施する災害応急対策の支援協力 ③ 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設等の整備及び防災管理 ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 ③ 災害時における応急輸送対策 ④ 被災鉄道施設の復旧
東日本電信電話株式会社(福島支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 ③ 被災電気通信施設の復旧
日本赤十字社(福島県支部)	① 医療、助産等の救護の実施 ② 義援金の募集 ③ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(福島放送局)	① 気象(津波)予報・警報等の放送 ② 災害状況及び災害対策に関する放送

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 放送施設の保安 ④ 県民に対する防災知識の普及
東日本高速道路株式会社 (東北支社福島管理事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路の耐災整備 ② 災害時の応急復旧 ③ 道路の災害復旧
日本通運株式会社(福島支店)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
東北電力株式会社(白河営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 電力供給施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保及び危険予防措置 ③ 被災電力施設の復旧
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

6 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
社団法人福島県医師会、 社団法人福島県歯科医師会、 社団法人福島県薬剤師会、 社団法人福島県看護協会、 社団法人福島県放射線技師会	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療助産等救護活動の実施 ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ③ 防疫その他保健衛生活動の協力
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアの受入れ ② 生活福祉資金の貸付
バス機関(社団法人福島県バス協会、福島交通株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地の人員輸送の確保 ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関(福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島)	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象(津波)予報、警報等の放送・報道 ② 災害状況及び災害対策に関する放送・報道 ③ 放送施設の保安 ④ 住民に対する防災知識の普及
新聞社(株式会社福島民報社白河支社、福島民友新聞社株式会社白河支社)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況及び災害対策に関する報道
社団法人福島県エルピーガス協会白河支部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
運輸業者(社団法人福島県トラック協会、東北トラック株式会社、郡山運送株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
白河農業協同組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 ④ 被災組合員に対する融資の斡旋
西白河地方森林組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 被災組合員に対する融資の斡旋
西郷村商工会	① 村が行う商工関係の被害状況調査及び応急対策への協力 ② 災害時における物価安定についての協力 ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
西郷村建設業組合	① 道路・河川等の公共土木施設の応急対策の協力 ② その他災害時における復旧活動の協力
医療施設の管理者	① 災害時における病人等の収容及び保護 ② 災害時における被災負傷者の治療救護
社会福祉施設の管理者	① 避難施設の整備及び避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護及び誘導
西郷村社会福祉協議会	① ボランティアの受け入れ ② 要配慮者の避難及び救護の協力
西郷村土地改良区	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 水門、水路、ため池等の施設の防災管理
金融機関	① 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
学校法人	① 避難施設の整備及び避難訓練 ② 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
大型運搬車両保有者	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送手段の協力
ガス供給事業者	① 安全管理の徹底 ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
危険物等取扱施設管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備 ③ 災害応急対策及びその他の復旧対策の確立

第5節 西郷村の概況

第1 自然的条件

震災対策編 第1章 第5節 第1を準用する。

第2 社会的条件

震災対策編 第1章 第5節 第2を準用する。

第3 社会的災害要因の変化

震災対策編 第1章 第5節 第3を準用する。

第6節 西郷村における災害

第1 風水害等の履歴

これまでに本村で発生した風水害は、次のとおりである。

特に、平成10年8月に発生した集中豪雨では、8月26日夜半からの雨が31日までに1,268mmを記録し、河川の氾濫、橋りょうの流失、山腹の崩壊等により甚大な被害が発生した。

〈風水害等の履歴〉

発生年月	災害種別	災害状況
明治23年8月(1890)	水害	大洪水阿武隈川氾濫、堤防破壊、橋梁崩落等
昭和13年9月(1938)	水害	大洪水阿武隈川氾濫、水稻流失80町歩、冠水600町歩
平成10年8月(1998)	集中豪雨	集中豪雨による土石流、山崩れ、河川等の氾濫による大きな被害 人的被害：死者7人、重傷者5人、軽傷者2人 建物被害：全壊13棟、半壊12棟、一部損壊2棟、床上浸水76棟、床下浸水404棟 被害額：約37億62百万円

「あれから10年・・・8・27災害を忘れない」（西郷村役場生活住民課）等による。

第2 風水害の想定

本村では、平成21年8月に大雨が降った場合に、阿武隈川、谷津田川、堀川、黒川があふれたり、あるいは堤防が決壊したりする場合を想定して、浸水の範囲と深さを示した西郷村浸水想定区域図を作成した。この範囲を風水害における浸水の想定とする。

また、土砂災害については、県が指定している土砂災害関係の指定地を危険区域として想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

村所管課	総務課
関係機関	

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援を含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 西郷村の防災組織

震災対策編 第2章 第1節 第1を準用する。

第2 自主防災組織

震災対策編 第2章 第1節 第2を準用する。

第3 応援協力体制の整備

震災対策編 第2章 第1節 第3を準用する。

第4 その他の防災組織

震災対策編 第2章 第1節 第4を準用する。

第2節 防災情報通信網の整備

村所管課	総務課、企画財政課
関係機関	県生活環境部、東北地方非常通信協議会

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、以下のような安全対策を講ずる。

第1 防災行政無線等の整備

震災対策編 第2章 第2節 第1を準用する。

第2 その他通信網の整備活用

震災対策編 第2章 第2節 第2を準用する。

第3節 気象観測計画

村所管課	総務課
関係機関	福島地方気象台、県生活環境部、県南建設事務所

気象台、県、国土交通省等が雨量計、水位計等を設置しており、県総合情報ネットワークにより村に伝達される。このデータに基づいて初動体制の確立を図る。

1 雨量観測施設

現在、西郷村には「真船観測所」、「堀川ダム管理所」、「西郷村役場」の観測所データにより、災害に備えている。

2 水位観測施設

現在、西郷村には2箇所の水位標を整備し、災害に備えている。

3 L-ADESS システム（オンライン地域気象情報提供システム）の設置

県は下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じ、村に伝達している。

- (1) 気象注意報
- (2) 気象警報
- (3) 地震
- (4) 台風情報
- (5) アメダス（AMeDAS）
- (6) 天気予報
- (7) 気象レーダー情報
- (8) 防災情報提供システム

4 事業計画

気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

第4節 災害予防対策

村所管課	建設課、農政課、上下水道課、総務課
関係機関	県南建設事務所、県南農林事務所、各土地改良区、消防団、東日本高速道路(株) (郡山・那須管理事務所)、東日本電信電話(株)(郡山支店)、東北電力(株) (白河営業所)、その他関係機関

平成10年8月に発生した集中豪雨でも人的被害や浸水被害等大きな被害がでていたため、総合的な水害防止対策を推進する。

また、大雪、なだれ等による被害から、交通、通信及び電力等の生活関連施設を確保し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、雪害対策を講じる。

第1 水害予防対策

1 河川対策

(1) 現状

本村を流れる一級河川には未改修区間があり、大雨時には洪水等の災害が発生している。このため、未整備箇所の改修工事が必要となっている。

(2) 計画

施設の整備水準を高め水害を予防するため、次の事業の実施に努める若しくは要請する。

ア 村域を流れる河川に対して河川改修等の整備を図る。

イ 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における堆砂の除去を実施する。

ウ 各行政区並びに水利管理者において農業用取水堰等の管理の徹底を図る。

エ 改良後長期間経過した河床及び護岸等の補修を施工する。

オ 改修工事により築設した河川構造物の維持補修を施工する。

カ 農・林道にかかる橋梁の維持補修を施工する。

キ 県水防計画に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を実施する。

ク 農業用排水路等の整備促進を図る。

2 防災ダム(ため池)対策

(1) 現状

本村には西郷ダム、赤坂ダム、堀川ダム、黒森ダムの4つのダムが整備されている。

(1) 計画

施設の整備水準を高め水害を予防するため、既設ダム(ため池)については、管理の適正に期するため、維持補修及び排水路等の改修を推進するとともに施設の維持、管理体制の強化を図る。

3 下水道対策

(1) 現状

本村では、将来市街化が予想される地域について、白河市と本村が1つの処理区として公共下水道、農業集落排水の整備を進めている。

(2) 計画

住民生活を都市災害から守り、健全で文化的な生活を確保するために、現在の進めている下水道整備の速やかな共用開始を図るとともに、施設の維持管理体制の強化を図る。

4 水害予防体制の強化

- (1) 防災情報通信網や気象等観測施設網を活用し、情報の収集・伝達が適切に行えるよう体制を整備、強化する。
- (2) 災害の拡大を防止するため、危険区域を水防団、消防団その他関係団体等の協力のもとに巡視、警戒が行えるよう体制を整備、強化する。

5 洪水ハザードマップ等の周知

本村では、平成21年8月に阿武隈川、谷津田川、堀川、黒川の浸水想定区域図を作成し、住民に配布しており、これを活用して洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

また、避難行動要支援者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を避難の勧告・指示等のマニュアルに定める。

第2 土砂災害予防対策

1 現状

本村では、急傾斜地崩壊危険箇所が27箇所、土石流危険渓流地区25箇所、山腹崩壊危険地区28箇所、崩壊土砂流出危険地区28箇所、砂防指定地6箇所が対象となっている。

2 土砂災害防止施設の整備

県は、それぞれの危険箇所について、治山事業、法面工事による急傾斜地崩壊対策事業、砂防ダム等施設の整備等を行う。

3 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 村地域防災計画への記載

村は、警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

イ 避難行動要支援者関連施設利用者のための警戒避難体制

村は、避難行動要支援者の利用する施設が警戒区域にある場合、地域防災計画において避難行動要支援者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

村は、地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の避難地及警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記

載したハザードマップを配布する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの避難行動要支援者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築の移転等の勧告

県は、著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

4 宅地防災対策

(1) 宅地造成に伴う災害防止の周知

県（土木部）は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、国、県（土木部）、村が一体となって移転について指導をし、移転を実施する者には補助金を交付する。

第3 雪害予防対策

1 道路交通の確保

冬季間の道路交通を確保するため、各道路管理者は迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るとともに、なだれ等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノージェット等の雪害防止施設の整備に努める。

2 鉄道輸送の確保

冬季間の鉄道輸送を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

4 消火栓及び防火水槽の凍結防止対策

積雪期には、他の時期に増して凍結等により消防水利の確保が困難となることから、村は積雪期に対応した防火水槽・消火栓等の管理に努める。

5 農業施設の雪害対策

ビニールハウス等農業用施設の雪害予防のため、防災無線等により注意を呼びかける。

6 災害危険箇所

西郷村には、土石流危険溪流、急傾斜崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等が有り、地形的になだれの発生しやすい箇所については、定期的に巡視を行い、なだれ発生の予防に努める。

第5節 火災予防対策

村所管課	総務課、建設課、農政課、関係各課
関係機関	県生活環境部、県南建設事務所、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、消防団

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防に関し必要な事業及びその他の対策について定める。

第1 出火防止対策

震災対策編 第2章 第9節 第1を準用する。

第2 初期消火体制の整備

震災対策編 第2章 第9節 第2を準用する。

第3 火災拡大要因の除去計画

震災対策編 第2章 第9節 第3を準用する。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

震災対策編 第2章 第9節 第4を準用する。

第5 消防水利等の整備拡充等

震災対策編 第2章 第9節 第5を準用する。

第6 救助体制の整備

震災対策編 第2章 第9節 第6を準用する。

第6節 建築物及び文化財災害予防対策

村所管課	総務課、建設課、生涯学習課、関係各課
関係機関	県南建設事務所、施設管理者、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

大規模災害時には、木造建築物が散在している所や新白河駅周辺の市街地では災害の危険性が高くなる可能性がある。そのため、耐震・不燃化の促進を図る必要がある。

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防に関し必要な事業及びその他の対策について定める。

第1 不燃化建築物の促進

1 民間の建築物

村は、事務所や一般個人住宅等の民間建造物について、不燃性の促進についての行政指導や融資制度、助成制度等の活用により、耐震性、耐火性、耐風性の高い建築物への改修等に向けた指導を周知する。

2 公共施設

村は、公共建築物の火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

村民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、村及び村教育委員会は県と協力し、文化財保護強化週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、村民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防火設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防機関は、県・村・村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

5 訓練の実施

県・村・村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者等は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を実施する。

第7節 生活関連施設等災害予防対策

村所管課	上下水道課
関係機関	東北電力(株)、(社)福島県エルピーガス協会、LPガス事業者、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、その他関係団体

第1 電力施設災害予防対策

震災対策編 第2章 第5節 第3を準用する。

第2 LPガス災害予防対策

震災対策編 第2章 第5節 第4を準用する。

第3 電気通信施設災害予防対策

震災対策編 第2章 第5節 第5を準用する。

第4 鉄道災害予防対策

震災対策編 第2章 第5節 第6を準用する。

第8節 緊急輸送路等の指定

村所管課	総務課、建設課
関係機関	県生活環境部、県南建設事務所、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）

第1 緊急輸送路等の指定

震災対策編 第2章 第11節 第1を準用する。

第2 緊急通行車両の確保

震災対策編 第2章 第11節 第2を準用する。

第9節 避難対策

村所管課	総務課、健康推進課、教育委員会、福祉課、関係各課
関係機関	

浸水や土砂災害では、迅速に安全な場所に避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 避難計画の策定

震災対策編 第2章 第12節 第1を準用する。

第2 避難所の選定

震災対策編 第2章 第12節 第2を準用する。

第3 避難路の選定

震災対策編 第2章 第12節 第3を準用する。

第4 避難所等の周知

震災対策編 第2章 第12節 第4を準用する。

第5 学校、病院等における避難計画の策定

震災対策編 第2章 第12節 第5を準用する。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

村所管課	健康推進課、総務課
関係機関	県保健福祉部、県南保健福祉事務所、村内医療施設、その他関係団体

災害時には、広域的なあるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも予想される。そのため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

震災対策編 第2章 第13節 第1を準用する。

第2 防疫対策

震災対策編 第2章 第13節 第2を準用する。

第3 応援医療体制の整備

震災対策編 第2章 第13節 第3を準用する。

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策

村所管課	総務課、農政課、商工観光課
関係機関	観光施設、事業所

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。また、住民は最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておく。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

震災対策編 第2章 第14節 第1を準用する。

第2 防災用資機材等の整備

震災対策編 第2章 第14節 第2を準用する。

第12節 防災教育

村所管課	総務課、建設課、農政課、教育委員会
関係機関	県生活環境部、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 住民に対する防災教育

震災対策編 第2章 第15節 第1を準用する。

第2 防災上重要な施設における防災教育

震災対策編 第2章 第15節 第2を準用する。

第3 防災対策要員に対する防災教育

震災対策編 第2章 第15節 第3を準用する。

第4 学校における防災教育

震災対策編 第2章 第15節 第4を準用する。

第13節 防災訓練

村所管課	総務課、建設課、関係各課
関係機関	県生活環境部、県土木部、県南地方振興局、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、その他防災関係機関、事業所

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、村は災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の参加についても配慮する。

第1 総合防災訓練

震災対策編 第2章 第16節 第1を準用する。

第2 個別訓練

震災対策編 第2章 第16節 第2を準用する。

第14節 自主防災組織の整備

村所管課	総務課
関係機関	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、事業所

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が、「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

震災対策編 第2章 第17節 第1を準用する。

第2 自主防災組織の活動

震災対策編 第2章 第17節 第2を準用する。

第3 企業防災の促進

震災対策編 第2章 第17節 第3を準用する。

第15節 要配慮者対策

村所管課	福祉課、健康推進課、住民生活課、学校教育課、商工観光課、総務課
関係機関	西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会、西郷村行政区長会

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

さらに、村は四季を通じて観光客も多く訪れ、その中にもこれらの人々が存在することが予想される。こうした状況を踏まえ、平常時から要配慮者に対する防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要である。

第1 避難行動要支援者名簿の作成

震災対策編 第2章 第18節 第1を準用する。

第2 避難のための情報伝達

震災対策編 第2章 第18節 第2を準用する。

第3 避難行動支援者の避難支援

震災対策編 第2章 第18節 第3を準用する。

第4 社会福祉施設における対策

震災対策編 第2章 第18節 第4を準用する。

第5 在宅者に対する対策

震災対策編 第2章 第18節 第5を準用する。

第6 外国人に対する防災対策

震災対策編 第2章 第18節 第6を準用する。

第16節 ボランティアとの連携

村所管課	福祉課、健康推進課、総務課、住民生活課
関係機関	県生活環境部、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、西郷村社会福祉協議会

大規模な災害発生時には、村内外から多くのボランティアの申し入れがあり、これらの力を活用するために、受け入れ、調整を行うための体制が必要となる。村及び関係機関は、ボランティア活動が円滑かつ的確に行える体制を整備する。

第1 ボランティア団体等の把握、登録

震災対策編 第2章 第19節 第1を準用する。

第2 ボランティアの受け入れ体制の整備

震災対策編 第2章 第19節 第2を準用する。

第3 ボランティアの種類

震災対策編 第2章 第19節 第3を準用する。

第17節 危険物等取扱施設災害予防対策

村所管課	総務課
関係機関	県生活環境部、県南地方振興局、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、事業所

大規模災害時における危険物等貯蔵施設に係る危険物災害や毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設自体の設備強化を向上させるとともに、危険物等貯蔵施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

震災対策編 第2章 第20節 第1を準用する。

第2 火薬類施設災害予防対策

震災対策編 第2章 第20節 第2を準用する。

第18節 火山災害予防計画

村所管課	総務課、関係各課
関係機関	気象庁、東北地方整備局（郡山国道事務所）県生活環境部、県土木部、県農林水産部、県警察本部、県南地方振興局、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

本村は、那須火山帯の那須岳東側に広がる丘陵地に位置しているが、那須岳では1408～1410年（応永年間）にマグマを放出する本格的な噴火が発生した。1410年には山麓の集落で融雪型泥流によると思われる災害が発生し、180名の人と多くの家畜が犠牲になった。

那須岳は、噴火の前に前兆現象が現れる可能性が高いと考えられており、噴火が起こる場合も、小規模な水蒸気噴火から中～大規模なマグマ噴火へと活動を変化させる傾向があると想定されているところである。このため、村は、火山災害から村民の生活及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及びその他の災害対策に関する事項を定め、各防災関係機関と連携・協力し、防災体制の確立を図る。

1 火山災害予防対策

(1) 火山活動に対する防災知識の普及及び啓発

村は那須岳に近接する住民はもとより、登山者、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火や降灰等を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させる。

(2) 噴火災害を想定したまちづくりの推進

村は、降下火砕物等の火山噴火災害要因から被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に推進する。

(3) 防災組織力の向上

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日ごろからその役割を十分に認識しておき、情報伝達や関係機関等の協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図るとともに、火山現象により村長が発する避難勧告又は指示を住民、登山者及び観光客等に迅速かつ的確に伝達する方法その他の体制を整備する。

(4) 噴火予知に関わる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには不可欠のものである。村は、火山観測を進めている関係機関と随時連絡をとるとともに、住民等による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

2 火山に強いまちづくり

火山周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場である。村は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険性を踏まえ、施設整備を進める。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、避難施設及び道路整備に努める。

(1) 広域火山対策の推進

村は、火山災害に強いまちづくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 主要交通・通信機能の強化

村及び防災関係機関は、火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。

(3) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 村及び防災関係機関は、火山災害の危険性に基づき、危険地域と想定される地区には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分に念頭にいた上で整備するなど指導、誘導を行う。

イ 村及び防災関係機関は、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。

(4) 避難道路の整備

村及び防災関係機関は、火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に住民等の避難が可能な避難道路の整備に努める。

(5) 防災拠点の整備

ア 村は、行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共施設等を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置する。

(6) 公共施設等の安全確保

村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

(7) ライフライン施設等の機能の確保

村は、ライフライン事業者と連携し、水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(8) 降灰対策等

村は、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業、降灰除去事業、降灰防除施設の整備、治山治水事業、河川の水質汚濁の防止、各種資金の活用により、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

村内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第1 西郷村災害対策本部

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

村長は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づいて西郷村災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

〈災害対策本部設置基準（一般災害）〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。② 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。③ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 |
|--|

(2) 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として、村長室又は第一会議室とする。ただし、当該室に本部の設置が不可能な場合は、村内の設置可能な施設とする。

(3) 設置の通報先

村長は、災害対策本部を設置した時は、県（県南地方振興局）・隣接市町村・村指定公共機関等へ通報する。

(4) 村長不在時の対応

村長の不在の場合は、副村長、総務課長の順に判断者となる。

(5) 国及び県との連携

国、県において災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場所において、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、名称、組織、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定める。

2 災害対策本部の組織

(1) 本部長、副本部長、本部員

それぞれの役割は、次のとおりである。

〈本部長、副本部長、本部員の役割〉

本部設置時の職名	平常時の職名	主な役割
本部長	村長	① 防災会議、対策会議の議長となること ② 避難の勧告・指示・警戒区域の指定を行うこと ③ 村民向け緊急声明を發表すること ④ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、村民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策実施上重要事項について基本方針を決定すること ⑥ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副村長 教育長 消防団長	① 本部長が不在等の非常時において、本部長の職務を代理すること。(順位は左記の順とする) ② 情報を掌握し本部長に対し状況報告、助言を行うこと ③ 各部間の所掌事務及び職員の配備の調整を行うこと。
本部員	本部組織 図参照	① 部長として、担当部の職員を指揮監督すること ② 本部長、副本部長が不在等の非常時において、本部長、副本部長を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める ③ 担当部の職員・資器材等の過不足調整、休養交替調整等を行うこと

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部員会議を招集する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

(3) 本部員会議事務局

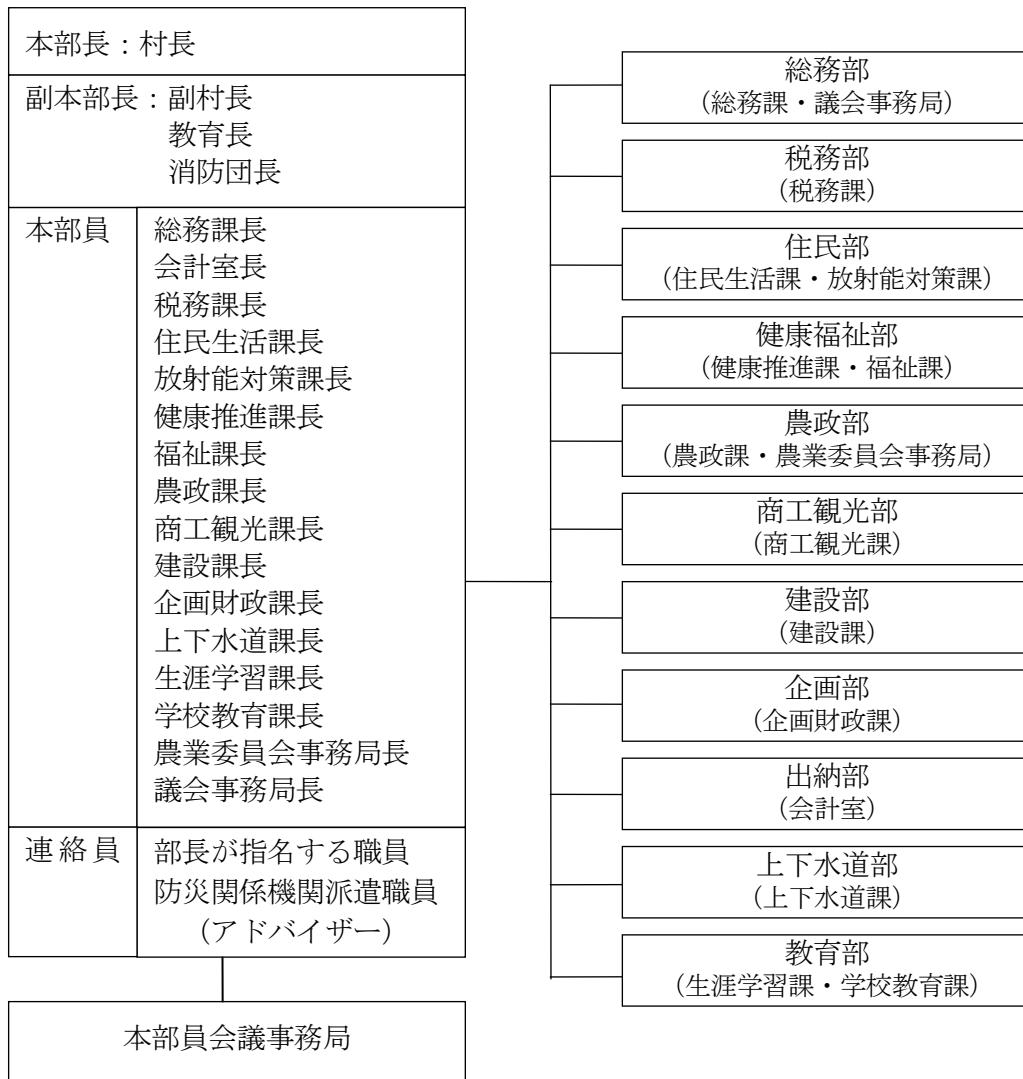
本部員会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部員会議事務局を置く。本部員会議事務局は、総務部長、同部員及び各部本部連絡員より構成し、事務局長は総務部長とする。

(4) 西郷村災害対策本部（各部）事務分掌

西郷村災害対策本部（各部）事務分掌は次のとおりとする。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌に関わらず本部長の命ずるところにより他部の行う事項について応援する。

〈西郷村災害対策本部組織図〉



〈災害対策本部事務分掌〉

部	事務分掌
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること 2 災害対策本部の庶務に関すること 3 総合的災害対策の樹立及び各部の連絡調整に関すること 4 災害対策本部長の命令伝達に関すること 5 避難勧告・指示等の発令に関すること 6 防災関係機関との連絡調整に関すること 7 気象通報の収受及び通報に関すること 8 災害情報の収集及びとりまとめに関すること 9 被害世帯の情報のとりまとめに関すること 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること 11 県、市町村への応援要請及び支援の受け入れに関すること 12 災害救助法の適用に関すること 13 被災者の救出に関すること 14 水防活動及び水防資材の調達に関すること 15 収容施設（応急仮設住宅を含む）の調整に関すること（建設部と共同） 16 村民及び関係機関への広報に関すること 17 災害現場の写真撮影、収集、記録等に関すること 18 本部長の秘書・視察への対応に関すること 19 村議会との連絡に関すること 20 災害時における職員の動員に関すること 21 職員の安否確認に関すること 22 職員用の装備、飲料水・食料・物資の供給に関すること 23 村民の安否確認に関すること 24 水防情報の収集及び通報に関すること（人命にかかわる場合）
税務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害調査に関すること 2 災証明の発行に関すること 3 村税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の減免及び猶予措置に関すること
住民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること 2 被災地における環境汚染の応急対策に関すること 3 仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理に関すること 4 ペット避難対策に関すること
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康管理に関すること 2 被災地に対する応急医療及び助産に関すること 3 医薬品、その他衛生資材の確保及び配分に関すること 4 被災地における感染症の予防に関すること 5 避難行動要支援者に対する援護対策に関すること 6 食品衛生の保持に関すること 7 社会福祉施設等の被害調査及びその応急復旧に関すること 8 行方不明者捜索、遺体の処理等に関すること（総務部と共同） 9 被災者に対する援護対策に関すること 10 災害義援金品の受付及び配付に関すること 11 ボランティアに関すること 12 被災者に対する生活福祉資金の貸付に関すること 13 保育園・児童館等の被害調査及びその応急復旧に関すること 14 被災した園児の保護支援に関すること

農政部	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料、生活必需品の調達、避難所等への供給に関する事（商工観光部と共同） 2 救援物資の要請、受付、避難所等への供給に関する事（商工観光部と共同） 3 農産物の被害調査及びその応急対策に関する事 4 農業気象に関する事 5 被災農業者に対する農林金融及び農業災害補償に関する事 6 家畜及び畜産施設の災害の調達及び応急復旧に関する事 7 家畜の感染症の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事 8 災害応急国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっ旋並びに森林管理署との連絡に関する事 9 農地及び農業用施設の被害の調査並びにその応急復旧に関する事 10 林産物生産施設、林道施設、治山施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事 11 災害時における木材及び家庭用燃料の調達及びあっ旋に関する事 12 災害地の地籍調査、管理事業に関する事 13 農業水利の確保に関する事 14 農業者の経営維持、生活安定化の資金及び農地利用権等の調整に関する事
商工観光課部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係の被害の調査及びその応急復旧に関する事 2 被害商工業者に対する金融のあっせん、指導に関する事 3 食料、生活必需品の調達、避難所等への供給に関する事（農政部と共同） 4 救援物資の要請、受付、避難所等への供給に関する事（農政部と共同） 5 観光施設との連絡及び観光客の保護等に関する事
建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害の調査及びその応急復旧に関する事 2 交通規制及び迂回路の決定に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 村営住宅の被害の調査並びにその応急復旧に関する事 5 住宅関係の資金融通に関する事 6 災害救助法に基づく応急修理に関する事 7 被災建築物の応急危険度判定に関する事 8 被災宅地の危険度判定に関する事 9 村有施設の応急的営繕工事に関する事 10 都市計画施設の被害の調査及びその応急復旧に関する事 11 本部長の命ずる応急対策に関する事
企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難対応及び避難所運営の総括に関する事 2 国、県に対する要望及び資料等作成の総合調整に関する事 3 災害相談に関する事 4 被災者の安否情報に関する事 5 災害応急対策費の予算措置に関する事 6 庁用車の配車、燃料の確保に関する事 7 庁舎機能の確保に関する事 8 村有財産の被害調査に関する事 9 本部長の命ずる応急対策に関する事 10 他の所掌に属しない事項に関する事
出納部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に要する経費の出納に関する事 2 災害救助金の出納に関する事
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設等の被害の調査及び応急復旧に関する事 2 被災地における飲料水の供給等に関する事 3 下水道施設等の被害の調査及び応急復旧に関する事

	4 集落排水施設の被害の調査並びにその応急復旧に関する事 5 本部長の命ずる応急対策に関する事
教育部	1 教育委員会所管の公立学校施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害の調査及びその応急対策に関する事 2 被災した幼稚園児、児童生徒等の保健管理及び学校給食に関する事 3 被災した幼稚園児、児童生徒等に対する学用品の支給に関する事 4 避難所の開設及び運営の支援に関する事 5 応急教育及び教職員の動員に関する事 6 教育委員会所管の社会教育施設及び社会体育施設の被害の調査及びその応急対策に関する事 7 文化財の被害の調査及び応急措置に関する事
共通	1 他部の応援に関する事 2 避難所の運営及び要員配置に関する事(部ごとに担当する避難所を指定) 3 各部の災害対策における資機材の確保、調達に関する事

3 災害対策本部の運営

(1) 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。本部員会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|--|
| ① 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事
② 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関する事
③ 自衛隊、福島県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事
④ 災害救助法の適用に関する事
⑤ 激甚災害の指定に関する事
⑥ 災害対策に要する予算及び資金に関する事
⑦ 国、県等への要望及び陳情等に関する事
⑧ その他災害対策の重要事項に関する事 |
|--|

(2) 通信手段の確保

総務部は、有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 福島県防災行政無線
② 携帯電話
⑤ ファクシミリ | ② 西郷村防災行政無線
④ 臨時電話 |
|-----------------------------------|-----------------------|

(3) 自家発電設備の確保

企画部は、停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。

4 災害対策本部解散

村長は、災害の危険がなくなった時、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了した時は、本部を解散する。解散した場合の通知先は、設置時と同様とする。

第2 動員配備体制

1 配備基準

(1) 災害対策本部設置前

種別	配備体制	配備時期
事前配備	<p>情報連絡のため、総務課の所要の人員をもってあたるもので、関係機関と連絡を密にし、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p> <p>配備要員：総務課の少数の人員 責任者：総務課長</p>	<p>① 気象注意報（強風、大雨、大雪、洪水等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、災害担当課長が判断又は村長が必要と認めたとき。</p> <p>② 那須岳に火山周辺警報が発表されたとき（レベル3：入山規制）。</p> <p>③ 大規模事故が発生したとき（直接即報基準に該当する事故）。</p> <p>④ 竜巻注意情報が発表されたとき（確度1）で、確度2になることが予想されるとき</p> <p>⑤ その他特に村長が必要と認めたとき</p>
警戒配備	<p>災害に関する情報収集及び連絡活動のため、総務課、関係各課の所要の人員をもってあたるもので、関係機関と連絡を密にし、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p> <p>配備要員：総務課、関係課の少数の人員 責任者：総務課長</p>	<p>① 気象警報（暴風、大雨、大雪、洪水等）が発表されたとき。</p> <p>② 那須岳に火山警報が発表されたとき（レベル4：避難準備）。</p> <p>③ 大規模事故が発生し行政での対応が必要などとき。</p> <p>④ 竜巻注意情報が発表されたとき（確度2）</p> <p>⑤ その他特に村長が必要と認めたとき</p>

(2) 災害対策本部設置後

種別	配備体制	配備時期
第一号非常配備	<p>関係各部班の所要人員で災害の発生とともに直ちに応急対策を円滑に開始できる体制とする。</p> <p>また、所要の地域に現地本部をおく。</p> <p>配備要員：各部・班員のおおむね1/3の人員</p>	<p>① 気象警報（暴風、大雨、大雪、洪水等）が発表され、村内に被害が予想されるとき。</p> <p>② 局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。</p> <p>③ 那須岳に火山警報が発表されたとき（レベル5：避難）。</p> <p>④ 重大な大規模事故が発生し全庁的な対応が必要などとき。</p> <p>⑤ その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。</p>
第二号非常配備	<p>災害対策本部の全員をもってあたるもので、組織及び機能のすべてを挙げて応急対策にあたる体制とする。</p> <p>配備要員：各部・班員のおおむね1/2の人員（原則として1日3交代とする）</p>	<p>① 村内全域にわたる災害が発生し、又は発生が予想されるとき。</p> <p>② その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。</p>

※災害の規模及び特性に応じ、臨機応変に配備体制を整える。

(3) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務課長から村長へ情報を伝達し、配備を決定する。

(4) 動員の方法

自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、テレビ・ラジオ、J-ALERT

風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

による情報や災害等の状況により自ら所定の場所に参集する。

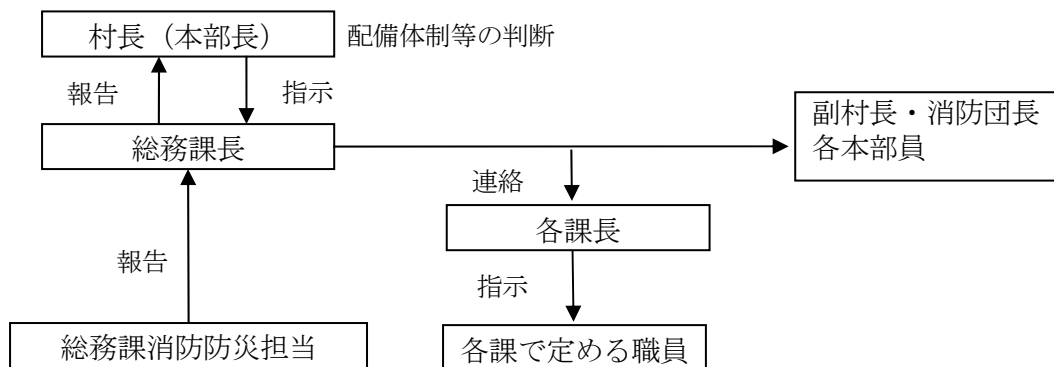
村長の配備決定による場合、次のように配備指令を伝達する。

ア 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

イ 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話等により連絡を行う。



〈動員の流れ（自動配備以外）〉

(5) 動員報告

各部は、動員記録を作成し、総務部に報告する。

第3 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副村長が行い、総務課長が事務局として調整にあたる。

第2節 災害情報の収集伝達

村所管課	総務部長、関係各部長等
関係機関	福島地方気象台、国土交通省郡山道路事務所、福島河川国道事務所、県生活環境部、県南地方振興局、県南建設事務所、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署）、西郷村消防団

地震災害が発生したときは、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、確実に伝達する。

また、災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

第1 気象注意報・警報等の受理伝達

1 気象注意報・警報等の種類

福島地方気象台等が発表する気象注意報・警報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

(1) 気象情報等

〈主な気象情報等の種類〉

気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

福島地方気象台が消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。村長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

3 水位情報

県が白河観測所の水位を周知するほか、次の河川の水位情報を県ホームページで確認できる。

〈水位情報〉

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
堀川	一ノ又橋	西郷村大字小田倉字上上野原 146	1.30m	1.80m	—	—
堀川	新田橋	白河市中山南 5-66	1.50m	2.00m	—	—
堀川	堀川橋	西郷村大字米字上堀川 71-2	1.50m	2.00m	—	—
谷津田川	岩下	西郷村大字小田倉字岩下	0.50m	1.00m	—	—
谷津田川	乙姫橋	白河市白井掛 73-3	1.20m	2.00m	—	2.90m
阿武隈川	白河	白河市中田 282-1	2.20m	2.80m	3.00m	3.50m

第2 被害情報等の収集、報告

震災対策編 第3章 第2節 第2を準用する。

第3節 通信の確保

責任者	総務部長、企画部長
関係機関	白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、東日本電信電話(株)

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

震災対策編 第3章 第3節 第1を準用する。

第2 東日本電信電話（株）福島支店の措置

震災対策編 第3章 第3節 第2を準用する。

第4節 相互応援協力

責任者	総務部長、各関係部長
関係機関	陸上自衛隊（郡山駐屯地：第6特科連隊）、県生活環境部、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、西郷村社会福祉協議会

災害発生時においては、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、村及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 応援受け入れ体制の確保

震災対策編 第3章 第4節 第1を準用する。

第2 応援要請

震災対策編 第3章 第4節 第2を準用する。

第3 村と公共的団体等との協力

震災対策編 第3章 第4節 第3を準用する。

第5節 災害広報活動

責任者	総務部長、各関係部長
関係機関	報道機関

災害時において被災地住民や関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するため、防災関係機関と調整を図り、次の広報活動を展開する。

第1 広報活動

震災対策編 第3章 第5節 第1を準用する。

第2 報道機関への発表

震災対策編 第3章 第5節 第2を準用する。

第3 住民相談窓口の設置

震災対策編 第3章 第5節 第3を準用する。

第6節 消火活動

責任者	白河地方広域市町村圏消防本部(西郷分署長)、総務部長、消防団長
関係機関	県生活環境部

大規模な延焼、林野火災による被害を軽減するため、白河地方広域市町村圏消防本部及び消防団は、消防活動を行い、大規模火災時には協定による応援要請を行う。

また、自主防災組織等は、初期消火、出火防止等を図る。

第1 消防本部による消防活動

震災対策編 第3章 第6節 第1を準用する。

第2 県内への応援要請

震災対策編 第3章 第6節 第2を準用する。

第3 他都道府県への応援要請

震災対策編 第3章 第6節 第3を準用する。

第7節 救急・救助活動

責任者	建設部長、総務部長、消防団長
関係機関	自衛隊、県生活環境部、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、日赤福島県支部、県医師会（白河医師会）、各医療機関、西郷村建設業組合

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助・救急活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、村民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 村による救助活動

震災対策編 第3章 第7節 第1を準用する。

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

震災対策編 第3章 第7節 第2を準用する。

第3 救急活動

震災対策編 第3章 第7節 第3を準用する。

第4 広域応援

震災対策編 第3章 第7節 第4を準用する。

第8節 自衛隊災害派遣

村所管課	総務部長
関係機関	陸上自衛隊（郡山駐屯地：第6特科連隊）、県生活環境部、県南地方振興局

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

震災対策編 第3章 第8節 第1を準用する。

第2 災害派遣要請

震災対策編 第3章 第8節 第2を準用する。

第3 部隊の自主派遣

震災対策編 第3章 第8節 第3を準用する。

第4 災害派遣部隊の受入体制

震災対策編 第3章 第8節 第4を準用する。

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

震災対策編 第3章 第8節 第5を準用する。

第6 派遣部隊の撤収

震災対策編 第3章 第8節 第6を準用する。

第7 経費の負担区分

震災対策編 第3章 第8節 第7を準用する。

第9節 避難対策

村所管課	総務部長、健康福祉部長、企画部長、教育部長、各関係部長
関係機関	自衛隊、県生活環境部、県南地方振興局、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会、施設管理者

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、迅速かつ適切に避難準備の呼びかけ、避難の勧告・指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。特に、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について、配慮に努める。

第1 避難準備情報の提供、避難勧告・避難指示

本部長は、浸水、土砂災害、火災等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められる時は、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難準備情報の提供、避難の勧告又は指示を行う。

1 避難の実施機関

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

〈避難の実施機関〉

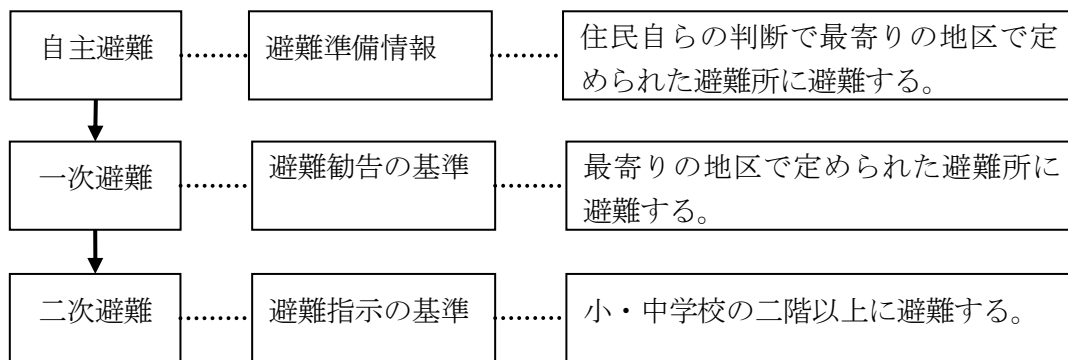
事項	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報の提供	村長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	村長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。

	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難の発令

(1) 避難の流れ

避難は、降雨及び河川水位の状況から、次のとおり自主避難、一次避難、二次避難の3段階で行う。



〈避難の流れ〉

(2) 避難の基準

避難のための勧告及び指示の基準は、概ね次のとおりである。

〈避難の発令基準〉

種類	内容	基準の目安
避難準備情報	避難勧告・避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。	① 気象警報が発令され、台風の接近や予報などから大雨が降ると予想される時。 ② 氾濫注意水位に達し、降雨の予測によりさらに水位の上昇が見込まれる時。 ③ 本部長が必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の住民が避難を開始する。	① 土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 氾濫危険水位に達したとき。 ③ 本部長が必要と認めるとき。
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難を開始する。まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施する。	① 緊急的に危険が迫っているとき。(上記①②のおそれがあり、まとまった降雨が予想される時。) ② 本部長が必要と認めるとき。
解除	避難を解除する。	① 危険が解消したと本部長が認めるとき

※避難勧告：その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

※避難指示：被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

第10節 医療（助産）救護活動

村所管課	健康福祉部長、各関係部長
関係機関	自衛隊、県生活環境部、県保健福祉部、県南保健福祉事務所、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、（社）福島県医師会（白河医師会）、（社）福島県歯科医師会、（社）福島県看護協会、（社）福島県薬剤師会、各医療機関、村内薬局

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関・団体等との密接な連携のもとに、一刻も速い医療救護活動を実施する。

第1 医療（助産）救護活動

震災対策編 第3章 第10節 第1を準用する。

第2 傷病者等の搬送

震災対策編 第3章 第10節 第2を準用する。

第3 医薬品等の確保

震災対策編 第3章 第10節 第3を準用する。

第4 人工透析の供給確保

震災対策編 第3章 第10節 第4を準用する。

第5 避難所等での医療活動

震災対策編 第3章 第10節 第5を準用する。

第11節 水防活動

責任者	関係各部長、消防団長
関係機関	福島地方気象台、県南地方振興局、県南建設事務所、県南農林事務所、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、西郷村建設業組合

水防活動は、西郷村水防計画による。

第12節 緊急輸送対策

責任者	企画部長、農政部長、商工観光部長、建設部長、教育部長
関係機関	自衛隊、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、(社)福島県トラック協会、日本通運(株)福島支店、東日本旅客鉄道(株)、その他輸送業者

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

震災対策編 第3章 第12節 第1を準用する。

第2 緊急輸送路等の確保

震災対策編 第3章 第12節 第2を準用する。

第3 輸送手段の確保

震災対策編 第3章 第12節 第3を準用する。

第13節 警備活動及び交通規制措置

責任者	住民部長
関係機関	白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、交通安全協会

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、村民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 警備活動

震災対策編 第3章 第13節 第1を準用する。

第2 交通規制措置

震災対策編 第3章 第13節 第2を準用する。

第14節 防疫及び保健衛生対策

責任者	住民部長、健康福祉部長、上下水道部長
関係機関	県保健福祉部、県南保健福祉事務所、県精神保健福祉センター、(社)福島県医師会（白河医師会）、(社)福島県歯科医師会、(社)福島県薬剤師会、(社)福島県看護協会、医療機関

災害による感染症の発生及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

震災対策編 第3章 第14節 第1を準用する。

第2 食品衛生監視

震災対策編 第3章 第14節 第2を準用する。

第3 栄養指導

震災対策編 第3章 第14節 第3を準用する。

第4 保健指導等

震災対策編 第3章 第14節 第4を準用する。

第5 ペット対策

震災対策編 第3章 第14節 第5を準用する。

第15節 廃棄物処理対策

責任者	住民部長、建設部長、上下水道部長、健康福祉部長
関係機関	県生活環境部、県南地方振興局、白河地方広域市町村圏整備組合、廃棄物収集処理一部事務組合

第1 廃棄物処理

震災対策編 第3章 第15節 第1を準用する。

第2 し尿処理

震災対策編 第3章 第15節 第2を準用する。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧対策

震災対策編 第3章 第15節 第3を準用する。

第4 応援体制の確保

震災対策編 第3章 第15節 第4を準用する。

第5 広報・相談

震災対策編 第3章 第15節 第5を準用する。

第16節 救援対策

責任者	上下水道部長、農政部長、商工観光部長、健康福祉部長、各関係部長
関係機関	東北農政局、白河農業協同組合、西郷村商工会、(社)福島県トラック協会

災害により生活に必要な物資が被害を受けるなど、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、村民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

第1 給水対策

震災対策編 第3章 第16節 第1を準用する。

第2 食料対策

震災対策編 第3章 第16節 第2を準用する。

第3 生活必需品の供給

震災対策編 第3章 第16節 第3を準用する。

第4 義援物資及び義援金の受け入れ

震災対策編 第3章 第16節 第4を準用する。

第17節 被災地の応急対策

責任者	建設部長、住民部長、税務部長
関係機関	県南建設事務所、(社)福島県建設業協会、西郷村建設業組合

被災地内の住民の生活を復旧させるために、緊急輸送路を確保するとともに、生活を復旧できない被災者のために仮設住宅の建設を要望し、災害救助法による住宅の応急修理等を行う。

第1 障害物の除去

震災対策編 第3章 第17節 第1を準用する。

第2 宅地の危険度判定

建設部は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

役場に実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請し、必要な人数の確保に努める。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 住家の被害調査

震災対策編 第3章 第17節 第3を準用する。

第4 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

震災対策編 第3章 第17節 第4を準用する。

第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理

責任者	健康福祉部長、消防団長
関係機関	自衛隊、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、日赤福島県支部、(社)福島県医師会（白河医師会）、(社)福島県歯科医師会

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 行方不明者の捜索

震災対策編 第3章 第18節 第1を準用する。

第2 遺体の収容

震災対策編 第3章 第18節 第2を準用する。

第3 遺体の火葬・埋葬

震災対策編 第3章 第18節 第3を準用する。

第19節 生活関連施設の応急対策

責任者	上下水道部長、住民部長、各関係部長
関係機関	東北電力(株)白河営業所、東日本電信電話(株)郡山支店、(社)福島県エルピーガス協会、LPガス事業者

生活関連施設（上・下水道、ガス、電気等）等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

第1 上水道施設等応急対策

震災対策編 第3章 第19節 第1を準用する。

第2 下水道施設等応急対策

震災対策編 第3章 第19節 第2を準用する。

第3 電気施設等応急対策

震災対策編 第3章 第19節 第3を準用する。

第4 LPガス応急対策

震災対策編 第3章 第19節 第4を準用する。

第5 電気通信施設応急対策

震災対策編 第3章 第19節 第5を準用する。

第20節 文教対策

責任者	教育部長、健康福祉部長
関係機関	県南教育事務所、村内幼小・中学校等、西郷村PTA連絡協議会

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全と学校教育活動の円滑な実施を確保するとともに、被災した文化財の応急対策を実施するため、次の応急対策計画を定める。なお、保育園についても同様の対策をとる。

第1 児童生徒等保護

震災対策編 第3章 第20節 第1を準用する。

第2 応急教育対策

震災対策編 第3章 第20節 第2を準用する。

第3 文化財等の応急対策

震災対策編 第3章 第20節 第3を準用する。

第21節 災害時要配慮者対策

責任者	健康福祉部長、教育部長、各関係部長
関係機関	県南保健福祉事務所、県精神保健福祉センター、白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署）、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）、西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会、西郷村行政区長会、西郷村消防団、県医師会（白河医師会）、県薬剤師会（白河薬剤師会）、県歯科医師会（白河歯科医師会）、県透析医会、社会福祉施設

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者（児）、外国人等いわゆる避難行動要支援者は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第9節 避難対策」のとおり避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

震災対策編 第3章 第21節 第1を準用する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

震災対策編 第3章 第21節 第2を準用する。

第3 児童に係る対策

震災対策編 第3章 第21節 第3を準用する。

第4 外国人に係る対策

震災対策編 第3章 第21節 第4を準用する。

第22節 ボランティアとの連携

責任者	健康福祉部長、各関係部長
関係機関	県社会福祉協議会、西郷村社会福祉協議会、白河ボランティアセンター

大規模災害により村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することが困難であると予想される。このため、村及び関係機関は、ボランティアの協力を得ながら効率的な災害応急活動を行えるよう、ボランティアの有効な活用を図る。

第1 ボランティア団体等の受け入れ

震災対策編 第3章 第22節 第1を準用する。

第2 ボランティア団体等の活動

震災対策編 第3章 第22節 第2を準用する。

第3 ボランティア保険の加入促進

震災対策編 第3章 第22節 第3を準用する。

第23節 火山災害対策

責任者	総務部長、各関係部長
関係機関	気象庁、東北地方整備局郡山国道事務所、県生活環境部、県南地方振興局、 県南建設事務所、県南農林事務所、白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、 新白河交番）、白河地方広域市町村圏消防本部（白河消防署西郷分署）、 西郷村消防団

那須岳に火山警報が発表され、村域への影響が予測される場合、あるいは噴火により村域が降灰により生活に支障が生じる事態が発生した場合に、住民及び観光客等の安全を確保するために噴火警報（火山警戒レベル）等に応じて必要な措置をとる。

第1 入山規制

噴石の飛散や降灰により、登山者に危険が及ぶおそれがある場合、関係機関と連携して危険範囲方面の山への立ち入りを規制する。各登山道には入山規制の看板及び柵等を設置するとともに、村のホームページ、宿泊施設等を通じて登山者への登山自粛を要請する。

第2 除灰

道路への降灰により交通に支障が生じる場合は、道路上の火山灰の撤去を行う。

また、住民等が建物や敷地の火山灰を除灰する場合は、火山灰袋の配布、臨時の収集等を実施する。

第3 避難

大規模な噴火により融雪型泥流、あるいは火山灰堆積後の降雨によって、土石流が予想される場合は、危険区域の住民に対し、避難の勧告・指示を発令し、安全な避難場所に収容する。避難活動については、第9節を準用する。

なお、危険区域の設定については、气象台、県、国等の解析結果等の情報や助言を受けて行う。

第4 広報

火山情報に関する広報は、第5節を準用する。

〈那須岳で発表される火山警報・予報〉

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火 警報	居住 地 域 及 び そ れ よ り 火 口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、融雪型泥流が居住地域に切迫している、あるいは到達。また噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生 【過去事例】1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火砕流が約8km流下、泥流の発生
		4 (避難 準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小～中規模噴火が頻発し、火砕流、融雪型泥流（冬季の場合）が居住地域まで到達するような噴火、又は噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】1408～1410年：水蒸気噴火が頻発
火口 周 辺 警 報	火口 か ら 居 住 地 域 近 く ま で	3 (入山 規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂付近から中規模噴火が発生し、半径2.5km程度まで大きな噴石が飛散 【過去事例】1881年：水蒸気噴火発生 中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】事例なし
	火口 周 辺	2 (火口 周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂付近から小規模噴火が発生し、半径1.5km程度まで大きな噴石が飛散 【過去事例】事例なし 小規模噴火の発生が予想されるごく小規模の噴火 【過去事例】1953年の噴火
噴火 予 報	火口 内 等	1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

第24節 災害救助法の適用等

責任者	総務部長、各関係部長
関係機関	県南地方振興局

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、国の委任を受け、国の機関として救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の強制権が与えられている。

第1 災害救助法の適用

震災対策編 第3章 第23節 第1を準用する。

第2 災害救助法の適用基準

震災対策編 第3章 第23節 第2を準用する。

第3 災害救助法の適用手続き

震災対策編 第3章 第23節 第3を準用する。

第4 災害救助法による救助の種類等

震災対策編 第3章 第23節 第4を準用する。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

責任者	関係各部長
関係機関	県(総務部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

震災対策編 第4章 第1節 第1を準用する。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

震災対策編 第4章 第1節 第2を準用する。

第3 激甚災害の指定

震災対策編 第4章 第1節 第3を準用する。

第4 災害復旧事業の実施

震災対策編 第4章 第1節 第4を準用する。

第2節 被災地の生活安定

責任者	健康福祉部長、税務部長、関係各部長
関係機関	県(保健福祉部、商工労働部、農林水産部)、日本赤十字社福島県支部、福島県共同募金、白河公共職業安定所、県住宅供給公社、日本郵便(株)、住宅金融公庫、西郷村社会福祉協議会、西郷村行政区長会

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のための緊急措置を講ずる。

第1 義援金の配分

震災対策編 第4章 第2節 第1を準用する。

第2 被災者の生活確保

震災対策編 第4章 第2節 第2を準用する。

第3 生活再建支援金の支給

震災対策編 第4章 第2節 第3を準用する。

第4 被災者への支援

震災対策編 第4章 第2節 第4を準用する。

第5 リ災証明書等の交付

震災対策編 第4章 第2節 第5を準用する。

第5章 大規模事故対策計画

第1節 総則

本章は、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火災及び林野火災に対処するため、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、県、村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

なお、この章で扱う大規模事故は、「火災・災害等即報要領」において、村が総務省消防庁へ直接即報を行う必要にある事故に該当する。この章に定められていない事項は、「第1章 総則」の定めによる。

〈直接即報の基準〉

火災等即報	交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
	危険物等に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地において発生したタンクローリーの火災
	原子力害	① 原子力施設において、爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏洩 ② 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ③ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ④ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏洩
	その他特定の事故	① 爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2節 航空災害対策計画

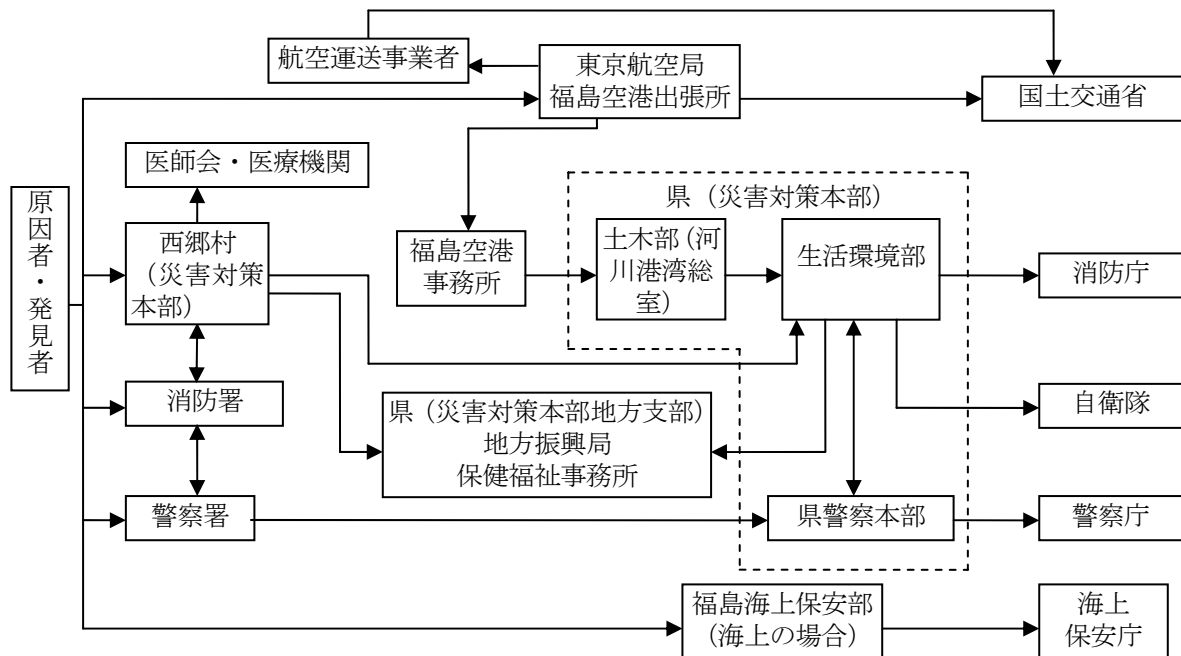
この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県（生活環境部）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



〈航空災害情報伝達系統〉

第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、

白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

第4 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第5 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第3節 鉄道災害対策計画

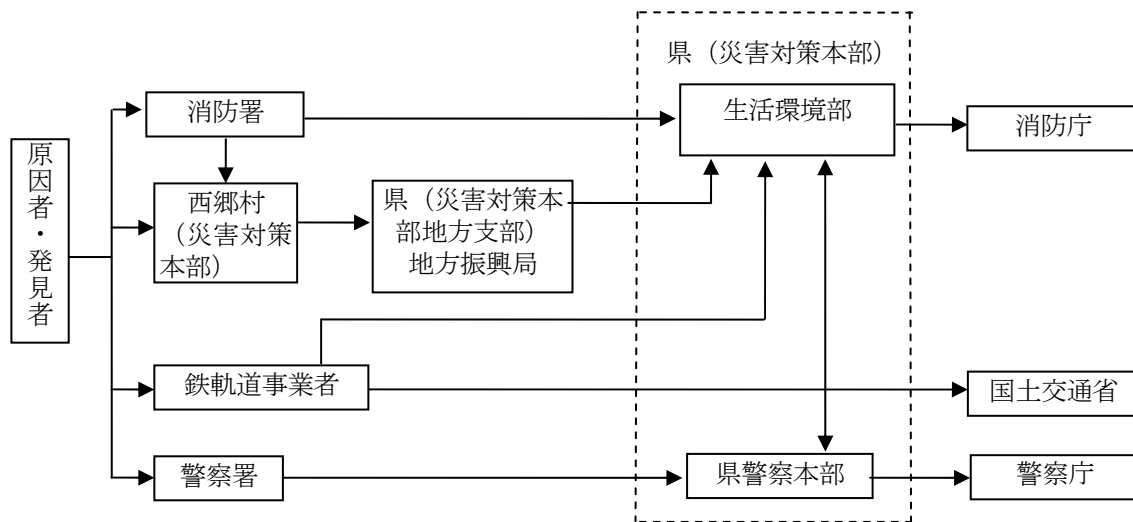
この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県（生活環境部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



〈鉄道災害情報伝達系統〉

第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

第4 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導

村は、鉄軌道事業者から乗客等の一時避難のための避難所開設の要請を受けた場合は、災害現場に近い公共施設を提供する。

第6 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第4節 道路災害対策計画

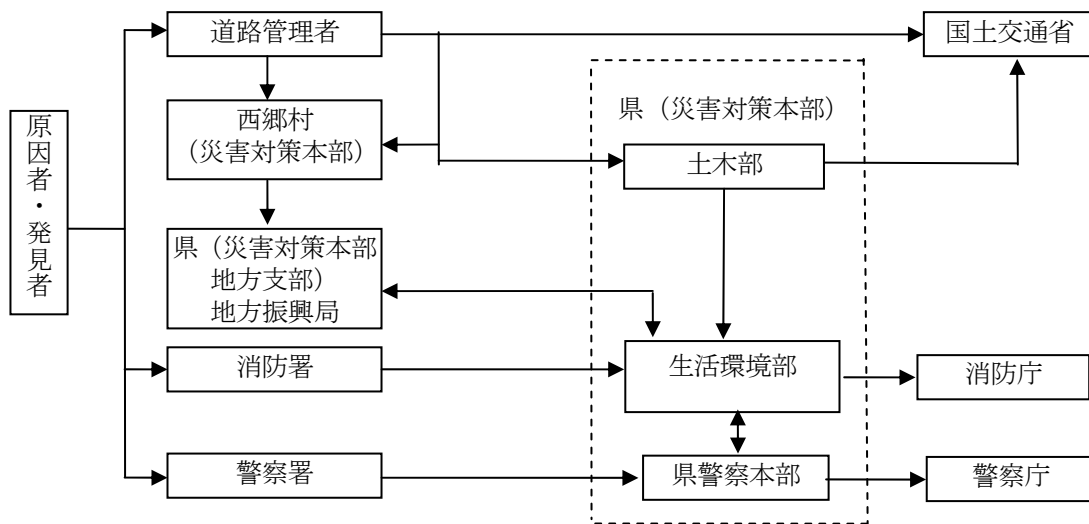
この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



〈道路災害情報伝達系統〉

第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

村道で災害が発生した場合は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、

白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

2 遺体の収容

村は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容、検案に協力する。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

第4 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第5 危険物の流出に対する応急対応

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防分署、警察署、道路管理者、村は、相互に協力して、「第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第7 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物等の漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生又は発生するおそれがある場合、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する対策について定めるものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

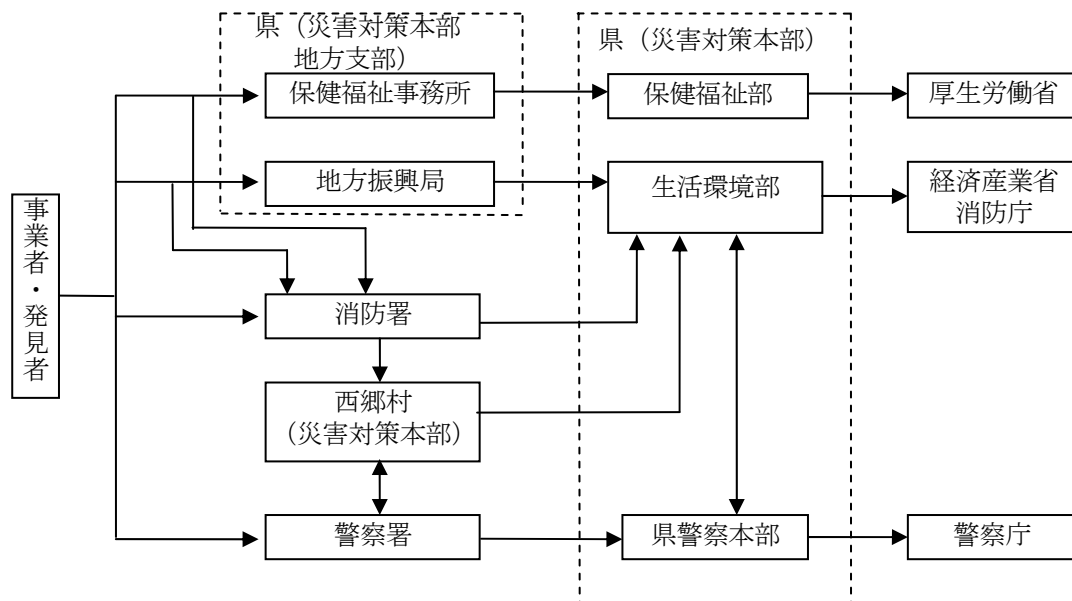
〈危険物等の定義〉

- ① 危険物：消防法第2条第7項に規定されているものとする。
- ② 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
- ③ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
- ④ 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県（生活環境部）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



〈危険物等災害情報伝達系統〉

第2 活動体制

村は、事故発生時の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

第3 災害の拡大防止

村、消防本部は、危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

2 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

第5 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業所、消防本部、警察署等の措置

事業者、消防本部及び警察署は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 県（生活環境部、保健福祉部）及び村のとるべき措置

県（生活環境部、保健福祉部）及び村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第7 避難誘導

村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難の勧告又は指示を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

第8 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第9 健康被害調査

村は、役場に相談窓口等を開設し、住民等の健康被害の状況や健康相談を実施する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

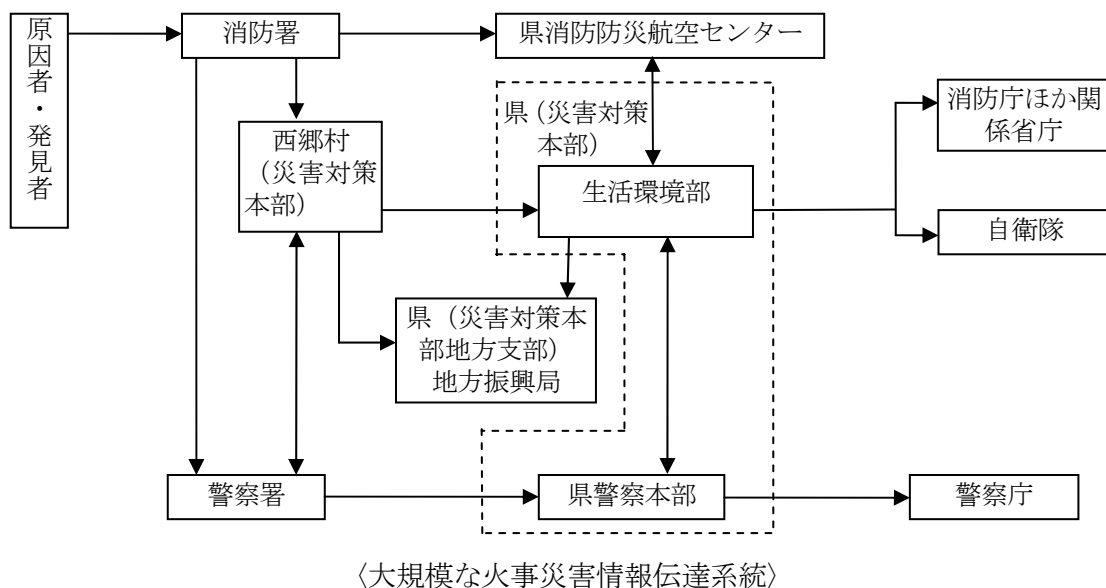
この計画は、密集した住宅地等において、延焼による大規模な火事による影響を防止するための措置を定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県(生活環境部)への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



第2 活動体制

村は、事故発生の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

第3 捜索、救助・救急、医療(助産)救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療(助産)救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療(助産)救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

2 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

第4 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導

村は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難の勧告又は指示を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

第6 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第7節 林野火災対策計画

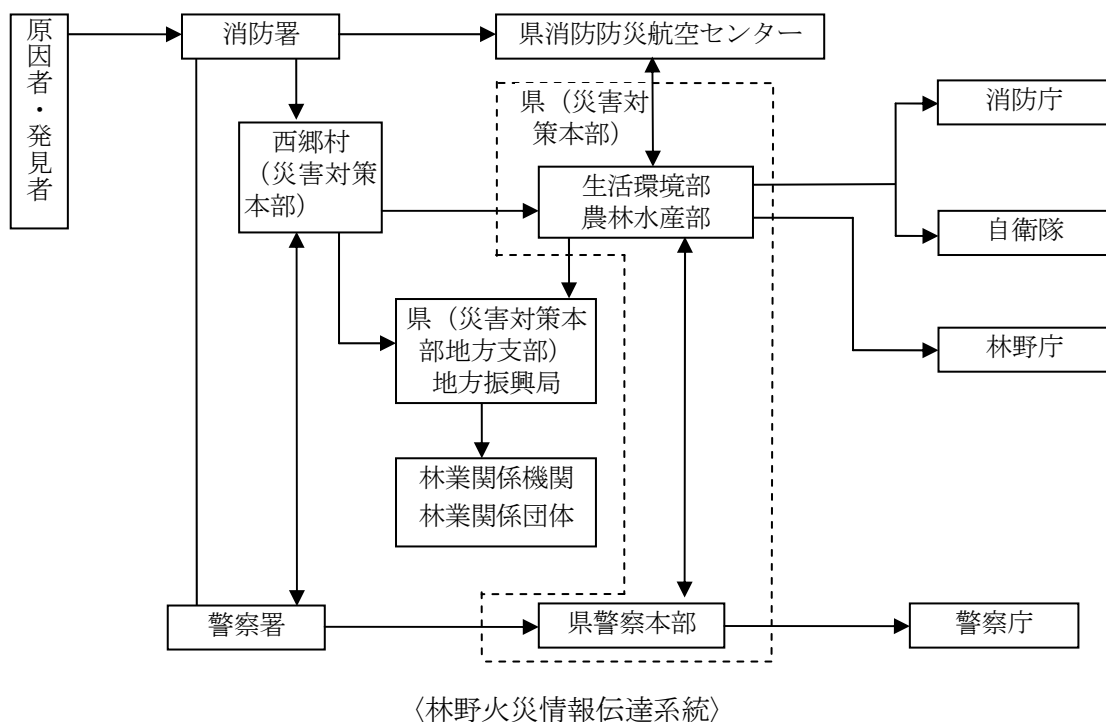
この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する対策について定めたものである。

なお、この計画に定められていない事項については、第2章～第4章の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

村及び消防本部から県（生活環境部）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。



第2 活動体制

村は、林野火災発生連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

また、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、第3章第7節及び第10節の定めにより、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、白河医師会、白河歯科医師会、赤十字福島県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を

行った後、医療機関に搬送する。

2 消火活動

消防本部は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- (8) 交代要員の確保
- (9) 救急救護対策
- (10) 住民等の避難
- (11) 空中消火の要請
- (12) 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）
- (13) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基づき他の消防機関の応援を要請する。

県（生活環境部）は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。また、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、村等へ貸付ける。

第4 交通規制措置

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行など、必要な措置を講ずる。

第5 避難誘導

1 住民等の避難誘導

村は、火災の拡大により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、危険区域の住民等に対し避難の勧告又は指示を行い、安全な避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

2 森林内の滞在者の避難誘導

村は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業員等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第6 災害広報

村は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車等による広報活動を行う。

第8節 原子力施設事故対策計画

この計画は、原子力発電所等の原子力施設で事故が発生した場合に、県地域防災計画原子力災害対策編を踏まえ、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項等、村の行う対策について定めたものである。

なお、本計画は、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故を踏まえた方針等により変更が生ずる場合があるので、村の行うべき対策事項を暫定的に定めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、事故発生の際の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報を収集し伝達する。

第2 活動体制

村は、事故発生の際の連絡を受理した場合、災害対策本部設置前体制の事前配備体制をとる。その後、事故の規模や村域への影響に応じて、必要な配備体制及び職員の非常参集を行う。

第3 応急対策の実施

原子力施設で事故が発生した場合の措置は、原則として、国、県による方針に従い、関係機関・団体等と連携して対策を実施する。

〈原子力施設事故における主な応急対策〉

項目	主な応急対策の内容
情報収集	① 国、県、原子力事業者からの情報収集・連絡体制の確立 ② 周辺市町村、消防本部、警察署等との連絡体制の確立
放射線量のモニタリング	① 役場、小、中学校等における空間放射線量の測定 ② 放射線測定器の貸し出し ③ グラウンド、農地等の表土の放射線量の測定 ④ 水道水の放射線量等の測定 ⑤ 測定結果の公表（ホームページ、広報紙等） ⑥ 国、県等の行うモニタリング活動に対する協力
健康関係	① 健康への影響に関する情報収集 ② 県等が行う健康相談窓口の開設、健康調査への協力 ③ 農林畜産物の摂取制限 ④ 水道水、食品の摂取制限 ⑤ 代替となる飲食物、飲料水の供給
農林畜産物関係	① 農林畜産物の放射線等の測定 ② 農林畜産物の出荷制限等必要な措置 ③ 農林畜産者への相談窓口の開設
広報	① 広報すべき情報の収集、問い合わせ ② ホームページの作成 ③ 臨時広報紙等の作成、配布 ④ 防災行政無線等を通じた事故情報等の住民等への周知

避難	① 屋内退避又は広域避難の実施※ ② 要配慮者の避難支援、避難所での配慮 ③ 他市町村からの避難者受入に伴う避難所設置、運営等
除染	① 表土、樹木等の除去、保管、処理 ② 建物等の洗浄 ③ 下水道汚泥の保管及び処理

※参考 福島第一原子力発電所事故の際に設定された避難区域（経済産業省による）

区域	考え方
警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 半径 20km 圏内 ○ 災害対策基本法第 63 条第 1 項による。 ○ 対象区域内の居住者等であって、緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入を認める場合を除き、警戒区域への立入を禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられる。
計画的避難区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね 1 ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。 ○ 国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20 から 100 ミリシーベルト）を考慮。 ○ 範囲 飯館村（全域）、川俣町の一部（山木屋地区）、葛尾村（20km 圏内を除く全域）、浪江町（20km 圏内を除く全域）、南相馬市の一部
緊急時避難準備区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。 ○ このため、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。 ○ 範囲 広野町、楡葉町（20km 圏内を除く全域）、川内村（20km 圏内を除く全域）、田村市の一部、南相馬市の一部
特定避難勧奨地点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的避難区域や警戒区域の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後 1 年間の積算放射線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点。 ○ 一律に避難を求めたり、事業活動を規制したりするものではないが、住民への注意喚起と情報提供、避難の支援や促進を目的とする。特に、妊婦や小さな子どもがいる場合には、市町村を通じて避難を促すなどの措置を行う。